

避難勧告等の判断・伝達マニュアル
(土砂災害編)

平成27年12月

月 形 町

〈 目 次 〉

1	避難勧告等の対象とする土砂災害	2
2	避難勧告等の発令対象地域	3
3	避難勧告等の発令単位	3
4	避難勧告等を判断する情報	4
5	避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動	5
6	避難勧告等の発令の判断基準	6
7	避難勧告等の解除	7
8	助言を求めることのできる機関	7
9	避難勧告等の伝達方法	7
10	避難勧告等の伝達文	8
別添	「土砂災害危険箇所等一覧」	9
卷末資料		
I	避難勧告等判断フロー図（土砂災害）	11
II	土砂災害の前兆現象について	12

1 避難勧告等の対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は次のとおりである。

対 象	急傾斜地の崩壊 (がけ崩れ)	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
対 象 外	地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象 ※危険性が確認された場合、国や都道府県等が監視・観測等の調査を行う。 その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難勧告等を発令
	火山噴火に伴う 降灰後の土石流	火山砕屑物等が降雨等により堆積した山腹斜面や溪床から流出する現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難勧告等を判断・伝達
	河道閉塞に伴う 土砂災害	崖くずれ、土石流などでくずれたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難勧告等を判断・伝達
	深層崩壊	土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象 ※技術的に予知・予測が困難
	山体の崩壊	火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象 ※技術的に予知・予測が困難

2 避難勧告等の発令対象地域

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は市町村単位で発表されるが、避難勧告等は市町村単位又は一定の地域からなる発令地域毎に発令され、次に示す土砂災害警戒区域・危険箇所等が避難勧告等の発令対象地域となる。

対象区域は別添「土砂災害危険箇所等一覧」のとおり

(1) 土砂災害危険箇所

① 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度 30 度以上、高さ5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

② 土石流危険渓流の被害想定区域

渓流の勾配が3 度以上あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域

(2) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

① 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

② 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

(3) その他の場所

上記(1)(2)の隣接区域やその他避難の必要がある場所

3 避難勧告等の発令単位

避難勧告等は、北海道土砂災害警戒情報システムで使用する5 kmメッシュ情報において、危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒・危険箇所等に発令することを基本とし、発令の単位は、地形や地域の実情に応じ行政区ごととし、情報の受け手である住民にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保の観点から設定する。

ただし、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害の危険度情報や気象庁の土砂災害警戒メッシュ情報に注視する等して、事態の進行・状況に応じた、避難勧告等の発令対象地域を適切に判断する。

4 避難勧告等を判断する情報

○北海道土砂災害警戒システム (<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>)

- ① 土砂災害警戒情報発表状況 現在の発表状況と過去の発表履歴を表示。
- ② 危険度情報 土砂災害の危険度を5kmメッシュで表示（3時間先までの予測を表示可能）。
土砂災害危険箇所図、危険度判定図（スネーク曲線）、降雨状況経過図を一画面にまとめて表示。

【危険度の表示】更新間隔 30分

- 赤－実況で土砂災害警戒情報基準超過
- 橙－実況で大雨警報（土砂災害）基準超過
- 黄－実況で大雨注意報基準超過

- ③ 降雨情報 降雨の状況を1kmメッシュで表示。
- ④ 土砂災害警戒区域等の指定状況 土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。

○土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁） (<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>)

2時間先までの土砂災害の危険度を5kmメッシュで表示したもの。

【危険度の表示】更新間隔 10分

- 濃紫－実況で土砂災害警戒情報基準超過
- 薄紫－予想で土砂災害警戒情報基準超過
- 橙－実況又は予想で大雨警報（土砂災害）基準超過
- 黄－実況又は予想で大雨注意報基準超過

項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。	北海道防災情報システム http://www.bousai-hokkaido.jp/ 気象庁HP http://www.jma.go.jp/jma/ 防災情報提供システム
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	https://bosai.jmainfo.go.jp/ (ID/PW必要)
土砂災害警戒情報	気象庁と道の共同発表	大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	北海道土砂災害警戒システム 北海道防災情報システム 気象庁HP 防災情報提供システム
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	北海道防災情報システム 気象庁HP 防災情報提供システム
記録的短時間大雨情報	気象庁	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。	

5 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

区分	用語の意味（根拠条項）	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備情報	<p>市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発表する情報。 （災害対策基本法第56条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（災害時）要配慮者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい（避難準備情報の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める。） ・避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<p>市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること。 （災害対策基本法第60条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。（指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である。） ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な退避場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」（屋内でもより安全な場所へ移動）をとる。
避難指示	<p>市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。 ただし、立ち退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示すること。 （災害対策基本法第60条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な退避場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」をとる。

6 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令するものとする。

〈避難勧告等の発令判断基準〉

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (土砂災害危険箇所内の住家等を基本とする。)
避難準備情報	1 大雨警報（土砂災害）が発表された場合	北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤及び橙）
避難勧告	1 土砂災害警戒情報が発表された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域及びその周辺の大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤及びその周辺の橙）
	2 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）
避難指示	1 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（赤）のうち、記録的短時間大雨情報が発表された地域（発表文で確認。例：〇〇町北部付近）及びその周辺の地域
	2 土砂災害が発生した場合	当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）

- ・重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過していない場合も総合的に判断を行う。
- ・立ち退き避難が困難となる夜間において避難勧告等を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備情報を発令する。（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）が夜間にかけて継続する場合、または大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合）

7 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除は、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は、降雨が終わった後であっても災害が発生することがあるため、今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地パトロールや情報収集を行うなど、現地の状況を踏まえ総合的に判断を行う必要がある。

8 助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台 【電話番号011-611-6124】	・気象、地象、水象に関する事。
札幌開発建設部 河川計画課 【電話番号011-611-0329】	・直轄砂防施設に関する事。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する事。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関する事。 ・保有するリアルタイムの情報に関する事。
空知総合振興局 札幌建設管理部事業室治水課 【電話番号011-561-0465】	・土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関する事。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する事。 ・北海道土砂災害警戒情報システムに関する事。 ・保有するリアルタイムの情報に関する事。
空知総合振興局 地域政策部地域政策課 【電話番号0126-20-0033】	・災害情報及び被害情報に関する事。 ・避難対策に関する事。

9 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務課	北海道防災情報システムへの入力 (Lアラート経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	町内に滞在する携帯電話保持者
総務課	防災行政無線（同報系）		住民
総務課	ホームページ		PCユーザー等
総務課	IP告知端末機		町内全世帯
総務課	広報車		住民等（巡回ルート）
総務課	電話又はFAX		要配慮者関連施設
総務課	電話又はFAX		町内会、自主防災組織、避難支援関係者
総務課	電話		空知総合振興局 札幌開発建設部 札幌地方気象台 岩見沢警察等

10 避難勧告等の伝達文

(1) 避難準備情報の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。
- こちらは、月形町（災害対策本部）です。
- 〇時〇分に月形町に大雨警報（土砂災害）が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇時〇分に〇〇地域〇〇地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難準備情報を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難してください。
- 高齢の方、障がいのある方、小さい子供をお連れの方などは、あらかじめ定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

(2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、月形町（災害対策本部）です。
- 〇時〇分に月形町に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、直ちに予め定めた避難場所へ避難してください。
- 急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難してください。
- 〇〇道路は雨量規制のため通行できませんのでご注意ください。

(3) 避難指示の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、月形町（災害対策本部）です。
- △△地区で土砂災害の発生（または、前兆現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区に土砂災害に関する避難指示を発令しました。
- 未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

〈留意事項〉

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険箇所内の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避ける。
- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。

別添

○土砂災害危険箇所等一覧

【土石流危険渓流】

図番号	箇所番号	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	人家等の有無
土 001	I 04-0870	管理小屋の沢			無

【土砂災害危険区域（町独自）】

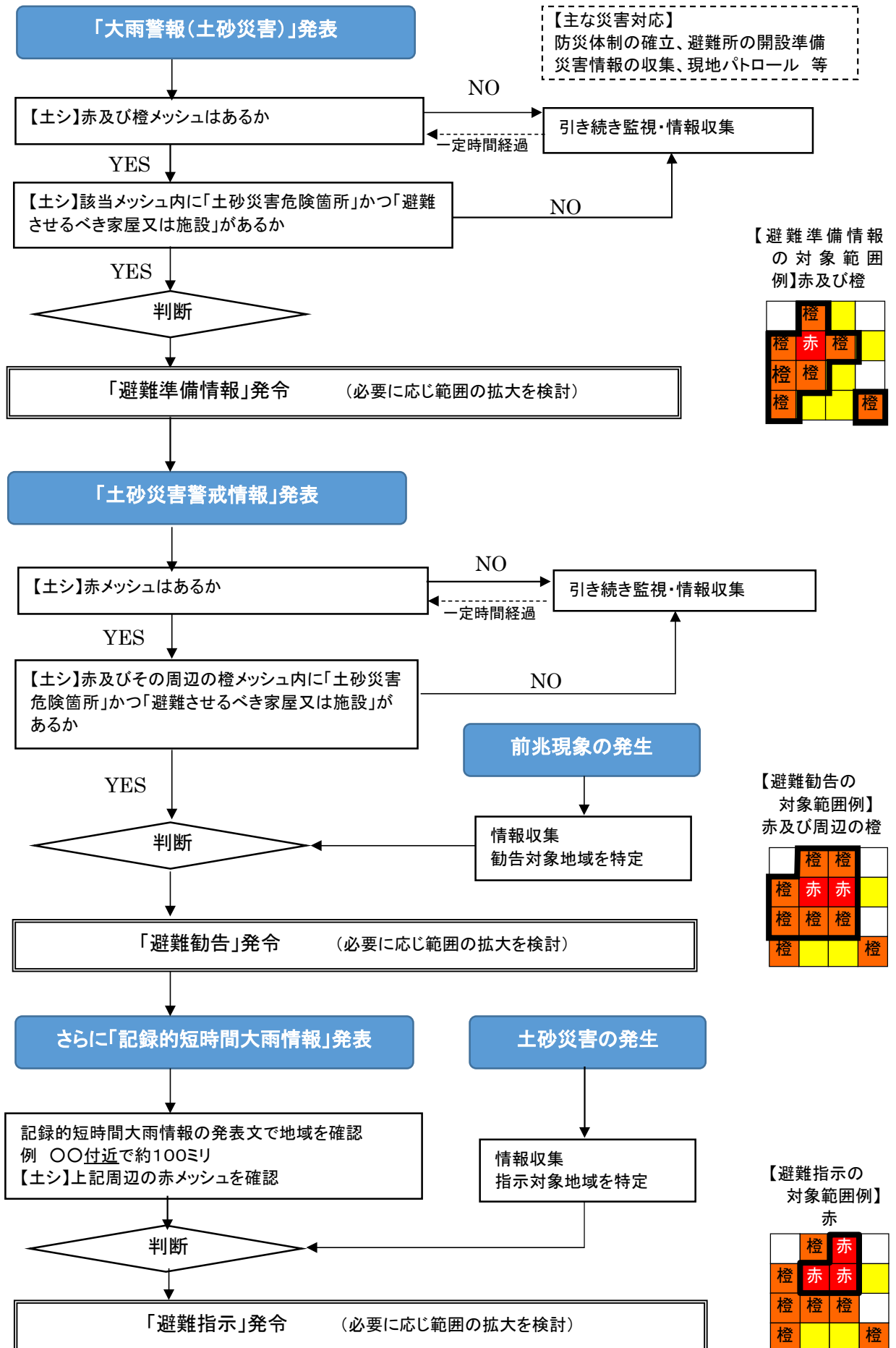
（１）山腹崩壊危険区域

番号	地区名	河川名	適用
1	五耕地山の1	須部都川	民有林
2	五耕地山の2	須部都川	民有林
3	五耕地山の3	須部都川	民有林
4	中野1	炭窯沢川	民有林
5	中野2	炭窯沢川	民有林
6	中野3	須部都川	民有林
7	中野4	須部都川	民有林
8	中野5	須部都川	民有林
9	知来乙1	須部都川	民有林
10	知来乙2	須部都川	民有林
11	知来乙3	熊ヶ谷沢川	民有林
12	知来乙4	熊ヶ谷沢川	民有林
13	知来乙5	熊ヶ谷沢川	民有林
14	赤川の沢1	赤川	民有林
15	赤川の沢2	赤川	民有林
16	赤川の沢3	農場川	民有林
17	豊ヶ丘1	厚軽臼内川	民有林
18	新富1	モロワ川	民有林
19	新富2	モロワ川	民有林
20	新富3	中小屋川	民有林
21	新宮1	札比内川	民有林
22	新宮2	札比内川	民有林
23	新宮3	札比内川	民有林
24	新宮4	札比内川	民有林
25	新宮5	トレシプタウシナイ川	民有林
26	新宮6	トレシプタウシナイ川	民有林
27	新宮7	トレシプタウシナイ川	民有林
28	新宮8	トレシプタウシナイ川	民有林
29	新宮9	トレシプタウシナイ川	民有林

（２）崩落土砂流出危険区域

番号	地区名	河川名	適用
1	赤川1の沢	赤川	民有林
2	貯水池1の沢	札比内川	民有林
3	赤川3の沢	赤川	民有林
4	水道1の沢	農場川	民有林
5	水道2の沢	農場川	民有林
6	水道4の沢	農場川	民有林
7	北農場の沢	北農沢川	民有林
8	厚軽臼内川	厚軽臼内川	民有林
9	新富1の沢	ニイミ川	民有林
10	モロワ川	モロワ川	民有林
11	中小屋川1	中小屋川	民有林
12	貯水池2の沢	札比内川	民有林
13	貯水池3の沢	札比内川	民有林
14	貯水池4の沢	札比内川	民有林
15	中野	須部都川	民有林

巻末資料 I 避難勧告等判断フロー図（土砂災害） 【土シ】=北海道土砂災害警戒情報システム



巻末資料Ⅱ 土砂災害の前兆現象について

		土石流	がけ崩れ
視 覚	山・斜面・がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溪流付近の斜面が崩れだす ・ 落石が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ がけに割れ目が見える ・ がけから小石がバラバラと落ちる ・ 斜面がはらみだす
	水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川の水が異常に濁る ・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・ 土砂の流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表面流が生じる ・ がけから水が噴出する ・ 湧水が濁りだす
	樹 木	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁水に流木が混じりだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木が傾く
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溪流内の火花 	
聴 覚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地鳴りがする ・ 山鳴りがする ・ 転石のぶつかり合う音 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の根が切れる音がする ・ 樹木の揺れる音がする ・ 地鳴りがする 	
嗅 覚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 腐った土の臭いがする 		

※ 上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、または発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべき。